

伝統工芸品と食との連携プロモーション事業運営業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「伝統工芸品と食との連携プロモーション事業運営業務」受託候補者を選定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関し、必要な事項を定めるものです。

2 委託する業務

（1）業務名

伝統工芸品と食との連携プロモーション事業運営業務

（2）契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

（3）業務の仕様

別紙1仕様書のとおり

※ 契約締結時の仕様は、この要領に示す内容及び応募者から提案があった内容に基づき、変更することがあります。

（4）委託費の上限額

3, 380千円以内（消費税及び地方消費税の相当額を含む。）

※ この上限額は、委託契約時の予定額（予定価格）を示すものではありません。
また、概算見積書の見積額が安価な提案を行った者を、第一義的に採用するものではありません。

3 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次のいずれの要件も満たす者としてします。

- （1）提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- （2）プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- （3）宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- （4）次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人の場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業者の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- キ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ク 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続中若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中の者
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する接待飲食業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- サ 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている者
- シ 県税を滞納している者
- ス 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 13 条第 1 項第 10 号に規定する制限行為能力者
- セ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して 5 年を経過しない者

4 参加手続き

(1) 質問の受付

- ① プロポーザルに関して質問がある場合は、電子メールで令和7年5月9日（金）17時までに提出してください（任意様式。質問への回答は、原則としてホームページに掲載してお知らせします）。
- ② 以下の質問については、お答えすることができません。
 - ア 他の応募者に関する質問
 - イ その他プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

(2) 参加申込み

プロポーザルへの参加を希望する場合は、**別紙1**仕様書を踏まえ、次により関係資料を提出してください。

資料の名称	様式	提出期限	提出方法
プロポーザル 参加申込書	様式1	令和7年5月16 日（金）17時	電子 メール
企画提案書	任意様式 ・追加可能な企画など、独自要素があれば提案すること。	令和7年5月23 日（金）17時	電子 メール
概算見積書	任意様式 ・「2（4）委託費の上限額」の範囲内で、本委託業務を履行するための経費を積算し、見積書を提出すること。 ・具体的な内訳が分かるように記載すること。		
実施 スケジュール	任意様式		
会社概要等	任意様式 ・会社概要、組織体制及び事業の実施体制がわかるもの、過去5年間（令和2年度から令和6年度まで）において、都道府県又は市町村から受託した業務実績を記載すること。		
その他参考となる資料	任意様式		

※ 企画提案書は1社につき1提案までとし、提案する企画に係る経費の総額は委託費の上限額を超えないものとします。

※ 企画提案書の差替え及び再提出は原則認めません。

(3) その他

- ① 質問、参加申込書の提出先は「9 問合せ先、書類等の提出先」を参照してください。
- ② 本企画提案の応募に係る経費はすべて応募者の負担となります。
- ③ 提出いただいた書類は返却いたしません。

5 審査

(1) 審査方法

書面審査により受託候補者を決定します。

書面審査（採点）結果を踏まえ、次の方法により受託候補者を決定します。

- ① 審査員が最高点を付けた応募者は1票を獲得します。最も多くの票数を獲得した応募者を受託候補者として選定します。

なお、最も多くの票数を獲得した応募者が複数いた場合、審査員の協議により、受託候補者を決定します。

- ② 応募者が1者のみの場合は、各審査員の審査基準による評価点の平均が6割以上となったときに受託候補者として選定します。

(2) 審査基準

別紙2「企画提案書の評価基準」により審査を実施します。

(3) 審査結果

後日、書面で採否のみ通知します。また、審査結果に対する異議申立てはできないものとします。

(4) その他

審査結果については、各応募者に直接お知らせするとともに、次の事項については、県のホームページで公表します。

- ① 選定した受託候補者の名称
- ② 受託候補者の選定理由

6 契約締結

- (1) 受託候補者は、県と協議のうえ最終的な仕様を確定し、業務委託契約を締結するものとします。

- (2) 委託料及び契約の詳細については、業務委託仕様書に定めるもののほか、別途協議して決定します。

- (3) 業務遂行に関する重要な事項については、その都度、県の指示に従い、遂行するものとします。

7 その他

- (1) 受託事業者は、委託事業を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。委託業務終了後も同様とします。
- (2) 参加申込後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出してください。
- (3) 必要に応じて、証拠書類等の提出を求める場合があります。
- (4) 次に掲げる提案は無効とします。
 - ・ 所定の日時、場所において提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ・ 本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合

8 今後のスケジュール

プロポーザル質問締切	令和7年5月9日（金）17時
プロポーザル質問回答	令和7年5月13日（火）17時
プロポーザル参加申込締切	令和7年5月16日（金）17時
プロポーザル企画提案書提出締切	令和7年5月23日（金）17時
審査結果通知、契約締結	令和7年5月下旬（予定）

9 問合せ先、書類等の提出先

富山県商工労働部地域産業振興室伝統産業支援課

受付時間は、8時30分から17時15分まで

（12時から13時まで及び土日・祝日を除く）

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

Tel:076-444-3247

E-mail: achiikisangyoshinko@pref.toyama.lg.jp